

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	森林保護事業			事業コード	0650
所属コード	142000	課等名	林政課	係名	林政係
課長名	高橋 山雄	担当者名	菊池 誠	内線番号	6053
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 2 項 1 目 森林保護事業（004-01）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	不明
根拠法令等	森林法			

(2) 事務事業の概要

森林火災防止や森林の公益的機能の保全を図るため、民有林の巡視及び市民への周知を行う事業。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

森林法改正により、市町村が民有林の指導管理を行うこととなったため、森林保全体制の強化及び山火事防止に努めている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 10 年度森林法改正により、民有林の適正管理が市町村の自治事務となった。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

民有林と市民（盛岡・都南地域）

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 民有林面積(盛岡・都南地域)	ha	27807	27807	27807	27807	27807
B 民有林人工林面積(盛岡・都南地域)	ha	14467	14467	14467	14467	14467
C 市の人口(盛岡・都南地域)	人	278921	279956	279000	281708	281000

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

盛岡・都南地域において，民有林火防巡視人による山火事巡視活動や，業務委託による山火事防止広報活動，森林管理巡視員による民有林の巡視活動などを行った。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 民有林火防巡視人(盛岡・都南地域)の巡視延べ日数	日	168	280	280	124	150
B 山火事防止広報業務(盛岡・都南地域)の活動日数	日	6	6	6	6	6
C 森林管理巡視員(盛岡・都南地域)による巡視活動日数	日	86	86	86	87	90

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

- ・民有林において山火事が起きないようにする。
- ・民有林が健全な状態に保たれる（適正に除間伐等が行われる）。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 森林火災件数(盛岡・都南地域)	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	0	1	0	1	0
B 森林火災による被害面積(盛岡・都南地域)	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	ha	0	11.93	0	0.0164	0
C 施業が行われた民有林の面積(盛岡・都南地域)	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	ha	355	600	600	408	600

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	2082	1029	2293	1970
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	2082	1029	2293	1970
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	240	240	240	240
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	960	960	960	960
計	トータルコスト A+B	千円	3042	1989	3253	2930
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

整合している。理由は巡視によって山火事防止に寄与するとともに、森林の現況を把握により、効率的な作業計画など、生産性の向上が図られるため。

② 市の関与の妥当性

妥当である。理由は森林法により「全般的な民有林の適正管理」は、地方自治体が行うように定められている。また、森林の公益的機能の低下は、市民生活に直接及び間接的に影響を与えることが考えられる。

③ 対象の妥当性

法定事務であることから、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。基本的に法定事務であり実施しないことはありえないが、適切な施業指導や山火事防止が行えなくなるため、森林火災の増加や森林の手入れが減少し、森林の消失や森林の公益的機能の低下により重大な災害を引き起こす恐れがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。山火事や森林現況に関する情報を、市から巡視人にこまめに伝えることにより、より効率的な森林保全巡視活動を行うことができる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

すべての民有林が対象であるため、受益機会は適正であるといえる。

(4) 効率性評価

経費等を削減できない。理由は、現在の委託料は、標準的なものと比較して大分低く、さらに下げるには巡視回数を減らすしかない。また、人夫賃金の引き下げは、巡視人の意欲の低下を招く可能性がある。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

山火事や森林現況に関する情報を、市から巡視人にこまめに伝えることにより、より効率的な森林保全巡視活動を行うことができる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

予算の制約により、巡視回数の増加はできないが、引き続き各森林組合、巡視人への情報提供により、効率的な巡視を行っていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

山火事の巡視は、森林法に定める以前から本市は実施しており、山火事の件数から効果は出ていると判断できるが、今後も啓発活動を継続しないと、その効果はなくなるので今後も継続すべきものである。

全般的な森林適正管理については、今後も委託による巡視報告を確認しながら、森林組合等と連携しながら、管理放棄された森林の解消に努めるものとする。